

<試算> 4人世帯における原子力損害に係る損害賠償額

(審36)参考1

○賠償額の試算に当たって設定したモデル※1

- ・世帯人数 4人（夫婦と子供二人、労働収入は夫婦のうち夫（30代）の給料収入）
- ・家屋の延べ面積 147.54㎡
- ・家屋の敷地面積 410.03㎡
- ・家屋の築年 昭和50年＝築年数36年（新築した場合の価値：2,343万円）

賠償項目※2		避難指示解除※3 準備区域	居住制限区域※3	帰還困難区域	帰還困難区域 東電による賠償実績 (平均値)※4
財物	宅地	262万円	436万円	523万円	4,170万円※5
	建物	469万円	781万円	937万円	
	構築物・庭木	106万円	176万円	211万円	
	家財	505万円	505万円	675万円	740万円
就労不能損害		957万円	957万円	957万円	1,090万円
精神的損害		1,440万円	2,400万円	3,000万円	3,000万円
合計		3,739万円	5,255万円	6,303万円	9,000万円
合計 (家財以外の財物を除く)		2,902万円	3,862万円	4,632万円	4,830万円

※1 賠償額の試算は、包括請求で支払われた場合を想定。賠償額の試算に当たって設定した内容及び試算の方法については、別紙を参照のこと。
 ※2 賠償項目には、表中のもの外、実際には避難・帰宅等に係る費用等の実費の賠償、車両の財物賠償等があるが、今回の試算からは除外している。
 ※3 避難指示解除準備区域は、解除見込み時期3年、居住制限区域は5年と設定。また、避難指示解除後の「相当期間」は考慮していない。
 ※4 帰還困難区域に居住していた個人(4人世帯)で、包括請求方式により平成25年9月20日現在までに東電が支払った賠償額の各賠償項目ごとの平均の値。なお、合計値については、表中の各賠償項目の数値を合計したものである。
 ※5 複数の土地・建物を所有している者も含まれている。

<参考>単身世帯における原子力損害に係る損害賠償額の試算

○賠償額の試算に当たって設定したモデル※1

- ・世帯人数 1人（65歳以上の男で給料収入世帯）
- ・家屋の延べ面積 122.75㎡
- ・家屋の敷地面積 341.3㎡
- ・家屋の築年 昭和50年＝築年数36年（新築した場合の価値：1,949万円）

賠償項目※2		避難指示解除※3 準備区域	居住制限区域※3	帰還困難区域	帰還困難区域 東電による賠償実績 (平均値)※4
財物	宅地	218万円	363万円	435万円	2,790万円※5
	建物	390万円	649万円	779万円	
	構築物・庭木	88万円	147万円	176万円	
	家財	245万円	245万円	325万円	420万円
就労不能損害		861万円	861万円	861万円	550万円
精神的損害		360万円	600万円	750万円	750万円
合計		2,162万円	2,865万円	3,326万円	4,510万円
合計 (家財以外の財物を除く)		1,466万円	1,706万円	1,936万円	1,720万円

※1 賠償額の試算は、包括請求で支払われた場合を想定。賠償額の試算に当たって設定した内容及び試算の方法については、別紙を参照のこと。

※2 賠償項目には、表中のもの外、実際には避難・帰宅等に係る費用等の実費の賠償、車両の財物賠償等があるが、今回の試算からは除外している。

※3 避難指示解除準備区域は、解除見込み時期3年、居住制限区域は5年と設定。また、避難指示解除後の「相当期間」は考慮していない。

※4 帰還困難区域に居住していた個人(単身世帯)で、包括請求方式により平成25年9月20日現在までに東電が支払った賠償額の各賠償項目ごとの平均の値。なお、合計値については、表中の各賠償項目の数値を合計したものである。

※5 複数の宅地・建物を所有している者も含まれている。

<参考>賠償額の試算について(1)

1. 財物賠償額の試算

(1) 前提(家屋の規模等)の設定

総務省統計局の「平成20年住宅・土地統計調査(福島県編)」の結果数値を用いた。

<福島県における持家・一戸建て住宅等の状況>

住宅総数	世帯数	世帯人員	1世帯当たり 世帯人数	1住宅当たり 延べ面積	1住宅当たり 敷地面積
468,100戸	469,800世帯	1,533,900人	3.3人	147.54㎡	410.03㎡

※「住宅数」、「世帯数」、「世帯人員」及び「1住宅当たり延べ面積」は統計表・第6表から転記。
※「1世帯当たり世帯人数」は、「世帯人員」と「世帯数」の値から算出(1,533,900/469,800)した
もの。

※1住宅当たり敷地面積は、統計表・第26表から転記。

①1住宅当たり延べ面積(試算用設定延べ面積)

147.54㎡として設定した。

②1住宅当たり敷地面積(試算用設定敷地面積)

410.03㎡として設定した。

③1世帯当たり世帯人数(試算用設定世帯人数)

3人以上となっていることから、4人(夫婦+子ども2人)として設定した。

④築年数

総務省統計局の「平成20年住宅・土地統計調査(福島県編)」の結果数値における、一戸建て・木造住宅の建築時期の状況において、昭和46年～55年の間に建てられた住宅が多かったことから、昭和50年に建築(築:36年)されたとして設定した。

<福島県における持家・一戸建て・木造住宅の建築時期の状況>

住宅総数 (戸)	S35以前	S36～ S45	S46～ S55	S56～H2	H3～H7	H8～H12	H13～ H17	H18～ H20.9
435,800	55,000	44,800	96,200	84,700	46,700	48,600	40,500	16,500
割合	12.70%	10.35%	22.22%	19.56%	10.79%	11.22%	9.35%	3.81%

※統計表・第1表から転記。

※当該統計については、統計表表彰単位未満を四捨五入(10位を四捨五入し、100位までを有効数字として表彰)しているため、総数と内訳の合計が必ずしも一致しないとされており、また、当該住宅総数には築年数が不詳の住宅を含めていることから、住宅総数と期間毎の住宅数の積み上げ値が一致していない(期間毎の住宅を積み上げた数値は、433,000戸となる)。

※このため、割合を算出するに当たっては、期間毎の住宅数を積み上げた値(433,000戸)を用いて算出した。

(2) 試算の方法

①宅地

「平成20年度福島県市町村財政年報」の「平成21年度固定資産税調べ(調査基準日:平成21年1月1日)」から、避難指示区域11市町村(田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)の平米当たりの固定資産税額の加重平均値を算出(別表1参照)し、これを1住宅当たりの敷地面積に乗じたものを固定資産税評価額として、当該額に東京電力が算出した土地係数を乗じた値を事故時点の時価相当額とした。

1) 固定資産税評価額の試算

避難指示区域11市町村の固定資産税評価額の加重平均値(8,922円)

× 試算用設定敷地面積(410.03㎡)

= 3,658,288円

2) 時価相当額の試算

1) 固定資産税評価額(3,658,288円) × 土地係数(1.43)

= 5,231,352円

②家屋及び構築物・庭木(帰還困難区域)

東京電力の家屋に係る賠償基準の定型評価に基づき、設定した前提を基にして、ア)固定資産税評価額を基にした算定及びイ)平均新築単価を基にした算定、それぞれについて賠償額を試算し、賠償額の大きかった方を試算値結果として用いた。なお、構築物・庭木については、家屋に係る賠償額の大きかった算定方式に基づき、構築物・庭木の賠償額算定方法により試算した。

ア) 固定資産税評価額を基にした算定試算

1) 固定資産税評価額の試算

築年数(S50)の木造建築物の平均新築平米単価(東電算定値:6.35万円)

÷ 時価相当額補正係数(東電算定値:2.0)

× 総務省固定資産評価基準の木造家屋経年減点補正率(別表2参照)(0.20)

× 試算用設定延べ面積(147.54㎡)

= 93.7万円

2) 時価相当額の試算

1) 固定資産税評価額(936,879円)

× 築年数(S50)の建築物係数(東電算定値:7.03)

= 6,586,259円

イ) 平均新築単価を基にした算定試算

築年数(S50)の平均新築単価を基礎とした単価(東電算定値:6.35万円)

× 試算用設定延べ面積(147.54㎡)

= 9,368,790円

<参考>賠償額の試算について(2)

ウ) 家屋の賠償額試算結果

9,368,790 円を試算値とした。

(固定資産税評価額試算 (659 万円) < 平均新築単価試算 (937 万円))

(参考) 当該家屋の平成 23 年に新築した場合の価格

試算用設定延べ面積 (147.54 ㎡)

× H23 の平均新築単価を基礎とした単価 (東電試算値: 15.88 万円)

= 2,343 万円

エ) 構築物・庭木の賠償額試算結果

建築年 (S50) の平均新築単価を基礎とした構築物・庭木単価 (東電算定値: 1.43 万円)

× 試算用設定延べ面積 (147.54 ㎡)

= 211 万円

※なお、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の試算については、当該賠償額試算結果 (211 万円) を基に、それぞれの期間割合 (3/6 年及び 5/6 年) を乗じて試算した。

③家財

東京電力の家財賠償の定型による賠償金額の算定のうち、複数人世帯に基づき試算した。

<東電の一般家財の定型賠償金額 (複数人世帯) >

居住されていた場所	世帯基礎額	構成員の加算額	
		大人 1 名あたり	子ども 1 名あたり
帰還困難区域	475 万円	60 万円	40 万円
居住制限区域	355 万円	45 万円	30 万円
避難指示解除準備区域			

1) 試算用設定世帯人数

夫婦 + 子供 2 人 = 4 人

2) 賠償額試算結果

(帰還困難区域)

世帯基礎額 (475 万円)

+ 構成員加算額 (60 万円) × 大人 2 名

+ 構成員加算額 (40 万円) × 子供 2 名

= 675 万円

(居住制限区域及び避難指示解除準備区域)

世帯基礎額 (355 万円)

+ 構成員加算額 (45 万円) × 大人 2 名

+ 構成員加算額 (30 万円) × 子供 2 名

= 505 万円

2. 就労不能損害

(1) 前提の設定

厚生労働省の「平成 22 年賃金構造統計 (福島県編)」の結果数値を用いた。

<福島県内の企業規模 10 人以上における男女別の給与額等の状況>

	所定内給与額* (千円)	労働者数 (十人)	労働者数割合 (%)
合計	251.4	32,500	100.0
男	279.8	20,690	63.7
女	201.7	11,810	36.3

※所定内給与額とは、当該統計調査の調査時点である平成 22 年 6 月 30 日現在 (又は 6 月の最終給与締切日) において、6 月分として支給される現金給与額から超過労働給与額を差し引いた額をいう。

※所定内給与額の男及び女の額は、それぞれの年代ごとの額を加重平均した値であることから、表中の男及び女の所定内給与額を単純平均しても合計値と一致しない。

①就労者の設定

就労不能損害を算定するに当たり、労働者の男女別の割合から 男 を就労者として設定した。

<福島県内の企業規模 10 人以上の男の給与額等の状況>

	所定内給与額 (千円)	労働者数 (十人)	労働者年代別割合 (%)
男計	279.8	20,690	100.0
~19 歳	158.9	266	1.3
20 代	203.9	3,645	17.6
30 代	265.9	5,774	27.9
40 代	321.6	4,860	23.5
50 代	336.3	4,485	21.7
60 代	236.5	1,589	7.7
70 歳~	285.9	70	0.3

※20 代~60 代については、統計表においては各年代で 2 つに区分されており (例: 20~24 歳及び 25~29 歳)、表中の年代別の所定内給与額は各年代における当該 2 区分を加重平均した値である。したがって、各年代の所定内給与額を合計し単純平均しても合計値と一致しない。

②就労不能損害額試算のための対象額の設定

男の労働者の年代別では、30 代の労働者の割合が最も高いことから、30 代の労働者の所定内給与額である 265.9 千円 を就労不能損害額試算のための対象額として設定した。

(2) 試算の方法及び賠償額の試算

東京電力の包括請求方式に準じ、賠償期間は平成 23 年 3 月 11 日~平成 26 年 2 月 28 日までの 36 か月とし、この間の給与収入月額 (所定内給与額: 265.9 千円) のみを就労不能損害額として試算した (賠償実務では、この他に通勤交通費増加額を含む)。

所定内給与額 (265.9 千円) × 36 か月
= 9,572.4 千円

3. 精神的損害の試算

中間指針及び第二次追補で示された額及び期間に基づき実際に支払われているであろう額を試算した。

ア) 帰還困難区域の賠償額の試算

- 1) 事故後1年分
 $10 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月}$
 $= 120 \text{ 万円}$
- 2) 二次追補で示された額等
 $600 \text{ 万円} + \text{包括請求開始までの期間分} 3 \text{ か月} (10 \text{ 万円} \times 3 \text{ か月})$
 $= 630 \text{ 万円}$

3) 精神的損害額の試算

- 事故後1年分(120万円) + 二次追補で示された額等(630万円)
 $= 750 \text{ 万円}$

イ) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域の賠償額の試算

- 事故後1年分
 + それぞれの解除見込み時期に応じた額

<参考：福島県における単独世帯の財物賠償額の試算>

(1) 福島県における単独世帯の財物賠償額試算のための前提の設定について

福島県の世帯種類別の1住宅当たり延べ面積等のデータが公的統計にないが、総務省統計局の「平成20年住宅・土地統計調査(福島県編)」において、65歳以上の高齢者の持家等の状況について集計結果があり、これによると、福島県の年代別における持家の状況として、75歳以上の単独世帯が35.8%と最も多く、65歳以上の高齢者でみた場合、単独世帯全体の6割(38,700戸)を占めるに至っている。したがって、福島県における単独世帯に係る財物賠償額の試算については、持家・単独世帯の大半を占める65歳以上の単身世帯を試算のための前提に設定することとした。

<福島県の単独世帯における年代別の持家戸数と年代別割合の状況>

単独世帯計	40歳未満	40代	50代	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上	不詳
63,800	2,000	3,700	10,800	7,300	6,900	8,900	22,900	1,400
100.0	3.1	5.8	16.9	11.4	10.8	13.9	35.8	2.2

※統計表・第33表から転記。
 ※上段は持家の戸数、下段は合計戸数に対する割合(%)。
 ※当該統計については、統計表表彰単位未満を四捨五入(10位を四捨五入し、100位までを有効数字として表彰)しているため、総数と内訳の合計が必ずしも一致しないとされており、年代別の持家戸数を積み上げても表中の単独世帯計と一致しない(年代別に積み上げた数値は、63,900戸となる)。
 ※このため、割合の算出するに当たっては、年代別に積み上げた値(63,900戸)を用いて算出した。

<福島県の65歳以上単身世帯の持家延べ面積の状況>

合計	50㎡未満	50~69㎡	77~99㎡	100~149㎡	150㎡以上	1住宅当たり延べ面積
38,700	1,000	4,000	9,700	15,600	8,400	122.75
100.0	2.6	10.3	25.1	40.3	21.7	—

※統計表・追加集計表第20表から転記。
 ※上段は持家の戸数、下段は合計戸数に対する割合(%)。
 ※当該統計については、統計表表彰単位未満を四捨五入(10位を四捨五入し、100位までを有効数字として表彰)しているため、総数と内訳の合計が必ずしも一致しないとされている。当該集計では面積別の戸数を積み上げると、合計値一致していることから、割合の算出は当該合計値に基づいて算出している。

①1住宅当たり延べ面積(試算用設定延べ面積)

122.75㎡として設定した。

②1住宅当たり敷地面積(試算用設定敷地面積)

総務省統計局の「平成20年住宅・土地統計調査(福島県編)」における1住宅当たり延べ面積(147.5㎡)及び1住宅当たり敷地面積(410.03㎡)から容積率を試算し、当該容積率から宅地面積を推計した。

$$1 \text{ 住宅当たり延べ面積} (147.5 \text{ ㎡}) \div 1 \text{ 住宅当たり敷地面積} (410.03 \text{ ㎡}) \times 100 = \text{容積率} (35.97\%)$$

341.3㎡ (122.75㎡ ÷ 35.97%)として設定した。

<参考>賠償額の試算について（4）

③築年数

総務省統計局の「平成 20 年住宅・土地統計調査（福島県編）」の結果数値における、一戸建て・木造住宅の建築時期の状況において、昭和 46 年～55 年の間に建てられた住宅が多かったことから、昭和 50 年に建築（築：36 年）されたとして設定した。

（2）試算の方法

①宅地

「平成 20 年度福島県市町村財政年報」の「平成 21 年度固定資産税調べ（調査基準日：平成 21 年 1 月 1 日）」から、避難指示区域 11 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の平米当たりの固定資産税額の加重平均値を算出（別表 1 参照）し、これを 1 住宅当たりの敷地面積に乗じたものを固定資産税評価額として、当該額に東京電力が算出した土地係数を乗じた値を事故時点の時価相当額とした。

1) 固定資産税評価額の試算

避難指示区域 11 市町村の固定資産税評価額の加重平均値（8,922 円）
 × 試算用設定敷地面積（341.3 ㎡）
 = 3,045,079 円

2) 時価相当額の試算

1) 固定資産税評価額（3,045,079 円） × 土地係数（1.43）
 = 4,354,463 円

※なお、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、当該時価相当額（435 万円）を基にそれぞれの期間割合（3/6 年及び 5/6 年）を乗じて試算した。

②家屋及び構築物・庭木（帰還困難区域）

東京電力の家屋に係る賠償基準の定型評価に基づき、設定した前提を基にして、ア) 固定資産税評価額を基にした算定及びイ) 平均新築単価を基にした算定、それぞれについて賠償額を試算し、賠償額の大きかった方を試算値結果として用いた。なお、構築物・庭木については、家屋に係る賠償額の大きかった算定方式に基づき、構築物・庭木の賠償額算定方法により試算した。

ア) 固定資産税評価額を基にした算定試算

1) 固定資産税評価額の試算
 建築年（S50）の木造建築物の平均新築平米単価（東電算定値：6.35 万円）
 ÷ 時価相当額補正係数（東電算定値：2.0）
 × 総務省固定資産評価基準の木造家屋経年減点補正率（別表 2 参照）（0.20）
 × 試算用設定延べ面積（122.75 ㎡）
 = 77.9 万円

2) 時価相当額の試算

1) 固定資産税評価額（779,463 円）
 × 建築年（S50）の建築物係数（東電算定値：7.03）
 = 5,479,625 円

イ) 平均新築単価を基にした算定試算

建築年（S50）の平均新築単価を基礎とした単価（東電算定値：6.35 万円）
 × 試算用設定延べ面積（122.75 ㎡）
 = 7,794,625 円

ウ) 家屋の賠償額試算結果

7,794,625 円を試算値とした。
 （固定資産税評価額試算（548 万円） < 平均新築単価試算（779 万円））

（参考）当該家屋の平成 23 年に新築した場合の価格

試算用設定延べ面積（122.75 ㎡）
 × H23 の平均新築単価を基礎とした単価（東電試算値：15.88 万円）
 = 1,949 万円

エ) 構築物・庭木の賠償額試算結果

建築年（S50）の平均新築単価を基礎とした構築物・庭木単価（東電算定値：1.43 万円）
 × 試算用設定延べ面積（122.75 ㎡）
 = 176 万円

※なお、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の試算については、当該賠償額試算結果（176 万円）を基に、それぞれの期間割合（3/6 年及び 5/6 年）を乗じて試算した。

③家財

東京電力の家財賠償の定型による賠償金額の算定のうち、複数人世帯に基づき試算した。

<東電の一般家財の定型賠償金額（単身世帯）>

居住されていた場所	世帯基礎額	学生（中学生・高校生・大学生・専門学校生等）
		帰還困難区域
居住制限区域	245 万円	30 万円
避難指示解除準備区域		

1) 試算用単身世帯の年齢
 65 歳以上

- 2) 賠償額試算結果
 (帰還困難区域)
 = 325 万円
- (居住制限区域及び避難指示解除準備区域)
 = 245 万円

<参考：福島県における単独世帯の就労不能損害額の試算>

(1) 前提の設定

厚生労働省の「平成 22 年賃金構造統計（福島県編）」の結果数値を用いた。

<福島県内の企業規模 10 人以上における 65 歳以上の男女別の給与額等の状況>

	所定内給与額※（千円）	労働者数（十人）	労働者数割合（％）
合計	232.9	474	100.0
男	248.8	339	71.5
女	192.9	135	28.5

※所定内給与額とは、当該統計調査の調査時点である平成 22 年 6 月 30 日現在（又は 6 月の最終給与締切日）において、6 月分として支給される現金給与額から超過労働給与額を差し引いた額をいう。

※所定内給与額の男及び女の額は、それぞれの年代ごとの額を加重平均した値であることから、表中の男及び女の所定内給与額を単純平均しても合計値と一致しない。

①就労者の設定

就労不能損害を算定するに当たり、労働者の男女別の割合から男を就労者として設定した。

<福島県内の企業規模 10 人以上の 65 歳以上の男の給与額等の状況>

	所定内給与額（千円）	労働者数（十人）	労働者年代別割合（％）
男計	248.8	339	100.0
65～69 歳	239.2	269	79.4
70 歳～	285.9	70	20.6

※表中の年代別の所定内給与額は各年代において加重平均した値である。したがって、各年代の所定内給与額を合計し単純平均しても合計値と一致しない。

②就労不能損害額試算のための対象額の設定

65 歳以上の男の労働者は、65～69 歳の労働者の割合が高いことから、当該年代の所定内給与額である 239.2 千円を就労不能損害試算のための対象額として設定した。

(2) 試算の方法及び賠償額の試算

東京電力の包括請求方式に準じ、賠償期間は平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 2 月 28 日までの 36 か月とし、この間の給与収入月額（所定内給与額：239.2 千円）のみを就労不能損害額として試算した（賠償実務では、この他に通勤交通費増加額を含む）。

$$\begin{aligned} & \text{所定内給与額 (239.2 千円)} \times 36 \text{ か月} \\ & = \underline{8,611.2 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

<参考>賠償額の試算について(6)

<参考：福島県における単独世帯の精神的損害額の試算>

中間指針及び第二次追補で示された額及び期間に基づき実際に支払われているであろう額を試算した。

ア) 帰還困難区域の賠償額の試算

- 1) 事故後1年分
 $10 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月}$
 $= 120 \text{ 万円}$
- 2) 二次追補で示された額等
 $600 \text{ 万円} + \text{包括請求開始までの期間分} 3 \text{ か月} (10 \text{ 万円} \times 3 \text{ か月})$
 $= 630 \text{ 万円}$
- 3) 精神的損害額の試算
 $\text{事故後1年分} (120 \text{ 万円}) + \text{二次追補で示された額等} (630 \text{ 万円})$
 $= 750 \text{ 万円}$

イ) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域の賠償額の試算

- 事故後1年分
- + それぞれの解除見込み時期に応じた額

<別表1>

平成20年度福島県市町村財政年報
 第22表の3 平成21年度固定資産税調べ(抜粋)

市町村名	課税対象地積(m ²)			決定価格(千円)			単価(円) (B)÷(A)
	宅 小規模住宅用地	地 一般住宅用地	宅地計(A)	宅 小規模住宅用地	地 一般住宅用地	宅地計(B)	
田村市	2,640,764	3,726,621	6,367,385	18,383,219	19,433,541	37,816,760	5,939
南相馬市	4,470,811	5,986,091	10,456,902	60,325,099	55,616,071	115,941,170	11,088
川俣町	1,024,784	1,140,618	2,165,402	10,260,186	7,820,805	18,080,991	8,350
楢葉町	556,290	1,229,979	1,786,269	4,321,232	8,552,511	12,873,743	7,207
富岡町	1,054,474	1,499,872	2,554,346	14,213,256	17,089,884	31,303,140	12,255
川内村	137,800	388,407	526,207	441,474	1,151,347	1,592,821	3,027
大熊町	786,179	1,379,148	2,165,327	7,928,481	11,794,862	19,723,343	9,109
双葉町	482,271	912,185	1,394,456	4,445,077	6,795,223	11,240,300	8,061
浪江町	1,324,311	2,363,103	3,687,414	16,155,463	19,767,963	35,923,426	9,742
葛尾村	66,306	217,875	284,181	133,582	402,616	536,198	1,887
飯館村	377,318	501,843	879,161	1,302,133	1,559,381	2,861,514	3,255
11市町村計	12,921,308	19,345,742	32,267,050	137,909,202	149,984,204	287,893,406	8,922

※ 調査基準日:平成21年1月1日

<別表2>

固定資産評価基準

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表
 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分(114,000点以上)										
経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
補正率	0.80	0.75	0.70	0.68	0.67	0.65	0.64	0.62	0.61	0.59
経過年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
補正率	0.58	0.56	0.54	0.53	0.51	0.50	0.48	0.47	0.45	0.43
経過年数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
補正率	0.42	0.40	0.39	0.37	0.36	0.34	0.33	0.31	0.29	0.28
経過年数	31	32	33	34	35以上					
補正率	0.26	0.25	0.23	0.22	0.20					